

平成19年4月17日

姫路市長 石 見 利 勝

姫路市地域自立支援協議会要綱を次のように定める。

姫路市地域自立支援協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の相談支援事業をはじめとする障害福祉に関するシステムづくりに関し協議を行うための姫路市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他障害福祉に関するシステムづくりに関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、25名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 社会資源や地域における権利擁護、相談支援事業等障害福祉サービスを担当関係者
- (2) 障害者当事者団体又は家族団体の代表者
- (3) 保健・医療機関、教育機関、雇用関係機関の職員
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

(役員等)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長の指名した委員をもって充て、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉局福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

2 最初に選任される委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、選任された日から平成21年3月31日までとする。

3 最初に招集される協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。